

いじめ重大事態に関する調査報告書

公表版

令和8年4月30日

※本報告書は、令和8年4月に五泉市いじめ防止対策委員会から答申された報告書を基に、五泉市教育委員会が、個人情報の保護に関する法律に基づき、個人情報に最大限配慮して公表版として作成し、五泉市いじめ防止対策員会の内容確認を経て公表するものです。

【目次】

第1章	いじめ調査の進め方		
第1節	本委員会への諮問内容と構成、開催	…	1
第2章	本事案に関する事実関係		
第1節	令和5年度から令和7年度の本件重大事態発生前まで	…	3
第2節	当該生徒が生徒E及び生徒Gに対し、菓子であるかのように装って水酸化ナトリウムを渡した件（本件重大事態。令和7年4月17日）	…	4
第3節	本件重大事態発生後の学校及び市教委の対応	…	5
第4節	いじめに関係する当該校及び市教委の組織体制等	…	9
第3章	いじめの認定		
第1節	いじめの定義等	…	10
第2節	重大事態該当性（法第28条第1項）について	…	12
第4章	学校及び市教委の対応		
第1節	五泉市における市立学校から市教委への報告に関するルール	…	12
第2節	当該校及び市教委の対応について	…	12
第5章	相手生徒らへのケアについての調査と検証		
第1節	本件重大事態についての相手生徒らの受け止め	…	13
第2節	実施されたケア	…	13
第3節	現状と実践を踏まえて今後必要と考えられるケア	…	14
第6章	本件重大事態発生後の当該生徒への支援		
第1節	学校による対応についての検証	…	15
第2節	保護者による支援	…	17
第3節	関係機関による支援	…	19
第4節	支援を受けた後の当該生徒の様子	…	19
第7章	提言		
第1節	教職員のいじめについての正しい理解とその共有	…	19
第2節	様々な「トラブル」の情報整理を基にした、いじめ発生の予測と指導	…	23
第3節	事実を認めない子どもにどう向き合うか（市教委や多職種との連携について）	…	24
第4節	対応の記録化について	…	26
第5節	「いじめ対策委員会」の機能の有効化	…	27
第6節	いわゆる第三者委員会の位置づけと聴き取り調査に	…	28

	おける留意事項		
第7節	いじめ事案発生後の多職種連携と連携に向けた学校及び市教委の取組	…	29
第8節	いじめ重大事態発生に伴う別室登校等の特別な対応を行う場合に留意すべきこと	…	29

第1章 いじめ調査の進め方

第1節 本委員会への諮問内容と構成、開催

1 本委員会への諮問内容

令和7年6月3日、五泉市いじめ防止対策委員会（以下、「本委員会」という。）第1回委員会において、五泉市教育委員会（以下、「市教委」という。）が、本委員会に対し、令和7年4月17日に市内市立中学校（以下、「当該校」という。）で発生した水酸化ナトリウムによる口腔内火傷事案（以下、「本件重大事態」という。）について、下記(1)記載の諮問を、下記(2)記載の理由により行った。

記

(1) 諮問事項

- ① いじめの有無について
- ② 学校及び教育委員会の対応の検証について
- ③ 被害生徒のケアについて
- ④ 加害生徒の更生に向けた支援について
- ⑤ 今後の対応と再発防止策について

(2) 諮問理由

令和7年4月17日、五泉市立五泉北中学校に在籍する3年生男子生徒が、理科の実験で各班に配られた水酸化ナトリウム4～5粒を持ち出し、放課後、同校の2年生男子生徒2名に「お菓子だ」といってそれぞれ1粒を渡し、口にしたら2名が口腔内に火傷を負う事案が発生しました。

五泉市教育委員会では、本事案をいじめ防止対策推進法第28条第1項に掲げる重大事態として対処することとし、当該事案の対処及び再発防止策を講ずることを目的に、調査を行うことを決定いたしました。

調査の実施に当たっては、五泉市教育委員会の附属機関である五泉市いじめ防止対策委員会で調査審議いただきたく、諮問するものです。

2 諮問についての本委員会の対応方針

本委員会は、第1回委員会において、上述の諮問に基づき、調査、検証、提言を行うことを確認した。その後の委員会において協議した結果、本委員会は、上記の諮問事項を次のとおりに修正するのが適切であるとの結論となった。本報告書は、本委員会において修正した内容に対する調査、検証、提言を行うこととした。

記

- ① 当該校から市教委に報告があった本件重大事態がいじめ防止対策推進法上のいじめに該当するか否か、及びいじめの事実関係の調査

- ② 本件重大事態に対する当該校及び市教委の対応（重大事態に至るまでの事実経過及び対応を含む。）ならびに①の報告後の当該校及び市教委の対応の検証
- ③ 相手生徒らのケア
- ④ 当該生徒に対する支援・指導
- ⑤ 今後の対応と再発防止策

以上

本報告書においては、水酸化ナトリウムを渡した生徒を「当該生徒」、水酸化ナトリウムを受け取った生徒2名を「相手生徒ら」という。

また、市教委からの諮問に先立ち、本件重大事態に関係する生徒及び生徒の保護者は、いずれも、当該校や市教委に対し、本委員会においていじめ防止対策推進法（以下、条項を引用する場合において「法」という。）第28条第1項に基づく重大事態の調査を行うべきである旨の要請や意思表示等をしていなかったとのことであった。しかしながら、市教委は、本件重大事態を重く受け止め、市教委自ら本委員会における調査及び検証が必要であると判断し、上述の各事項の諮問に至ったものである。市教委は、相手生徒らの保護者に対し、本委員会に諮問を行う方針であることを、それぞれ個別に面談により説明したうえで、諮問を行うに至ったとのことである。

本委員会は、第1回委員会において、上述の諮問に基づき、調査、検証、提言を行うことを確認した。

3 本委員会の構成（5人）

法律関係（弁護士）

心理学関係（臨床心理士）

教育関係（専門学校非常勤講師）

青少年健全育成関係（青少年健全育成団体委員）

社会福祉関係（社会福祉施設児童支援員）

4 本委員会の開催状況

- ① 令和7年6月3日（火） 第1回委員会 諮問事項について
- ② 令和7年7月1日（火） 第2回委員会 諮問事項について
- ③ 令和7年7月15日（火） 第3回委員会 諮問事項について
- ④ 令和7年7月29日（火） 第4回委員会 諮問事項について
委員会において校長からの聴き取り調査実施
- ⑤ 令和7年9月16日（火） 第5回委員会 諮問事項について

			委員会において校長からの聴き取り調査実施
⑥	令和7年10月14日(火)	第6回委員会	諮問事項について
⑦	令和7年11月13日(木)	第7回委員会	教職員からの聴き取り調査について
⑧	令和7年12月16日(火)	第8回委員会	諮問事項について
⑨	令和8年1月13日(火)	第9回委員会	諮問事項について 教職員からの聴き取り調査について
			報告書の作成について
⑩	令和8年2月19日(木)	第10回委員会	諮問事項について 報告書の作成について
⑪	令和8年3月3日(火)	第11回委員会	諮問事項について 報告書の作成について
⑫	令和8年3月12日(木)	第12回委員会	諮問事項について 報告書の作成について
⑬	令和8年3月17日(火)	第13回委員会	諮問事項について 報告書の作成について

5 聴き取り調査の実施状況

本委員会は、次の日程で、次の者に対し、聴き取り調査を行った。

- | | | | | |
|---|---------------|-----------|----|--------|
| ① | 令和7年7月8日(火) | 聴き取り調査第1回 | 2名 | 生徒 |
| ② | 令和7年11月27日(木) | 聴き取り調査第2回 | 1名 | 教職員 |
| ③ | 令和7年12月4日(木) | 聴き取り調査第3回 | 2名 | 教職員 |
| ④ | 令和7年12月5日(金) | 聴き取り調査第4回 | 2名 | 教職員 |
| ⑤ | 令和8年1月6日(火) | 聴き取り調査第5回 | 3名 | 生徒、保護者 |
| ⑥ | 令和8年1月26日(月) | 聴き取り調査第6回 | 1名 | 教職員 |

* なお、このほか、上述のとおり、第4回及び第5回委員会において、現校長への質疑応答の形式で、現校長への聴き取り調査を実施した。

第2章 本事案に関する事実関係

聴き取り調査並びに当該校及び市教委から提出された資料に基づき、本委員会が認めた事実のうち一部は、次のとおりである。

第1節 令和5年度から令和7年度の本件重大事態発生前まで

- 1 令和5年度、当該校においては、生徒間のトラブルや器物損壊事案が、同時に複数件発生することが常態化していた。令和6年度も、当該校は、引き

続き前年度の雰囲気が続いており、生徒間のトラブルや器物損壊事案が同時に複数発生することもあった。

また、令和5年度から令和7年度の本件重大事態発生日までの間に発生したいくつかの事案には、当該生徒が関わっていた件もあった。

- 2 当該校は、複数のケース（特に、行為を行ったとされた生徒が、その行為をしたことを否定したケース）については、市教委に対し、法第23条第2項に従った報告をしていなかった。

また、そのようなケースに関し、当該校は、当月分の「いじめ状況調査」の件数に算入して市教委への報告をしていなかった。

第2節 当該生徒が生徒E及び生徒Gに対し、菓子であるかのように装って水酸化ナトリウムを渡した件（本件重大事態。令和7年4月17日）

1 事実関係

- (1) 令和7年4月17日4限、当該生徒は、理科の実験で使用した水酸化ナトリウムを、全て水溶液にするようにとの教師の指示を遵守せず、5粒程度を薬包紙に包んでポケットに入れて持ち出した。
- (2) その後、当該生徒は、ポケットの中で水酸化ナトリウムがこぼれたりすると嫌だと思い、屋上につながる階段のところに放置されていた菓子のパッケージの空袋の中から、チャックが付いている「シゲキックス」の袋1つを選んで、水酸化ナトリウム約5粒を移し替えた。
- (3) 放課後である午後4時ころ、当該生徒は、部活動のため体育館へ行く途中で、生徒玄関を出た外のところにG及びEがいるのを見つけ、そちらに行った。

当該生徒は、それぞれ、GとEの目の前で、シゲキックスの袋から水酸化ナトリウム1粒を取り出して渡した。相手生徒2名は、それぞれ、シゲキックスだと思い、口に入れた。相手生徒2名は、それぞれ、水酸化ナトリウムをグミだと思って口に入れたものの、多量の唾液が出てきたため、口に入れたものは何かおかしなものかもしれないと感じた。当該生徒は、相手生徒2名に対し、「それ、理科の実験で使った薬品だから食べない方がいいよ」と述べた。これを聞いた相手生徒2名は、すぐに、口に入れていた水酸化ナトリウムを吐き出した。

- (4) Eは、帰宅後もなお口腔内が痛かったので、保護者に「口の中が痛い」と伝え、救急外来を受診した。病院からは、火傷と診断され、医師から、塩化カリウム等の薬剤を食べた時の症状と言われた。

Eの保護者はEのSNSのやり取りを見て、Eの口腔内の痛みの原因が、当該生徒がEに何かを食べさせたことによるものであることを認識し、警察に通報した。

通報を受け、警察官がEの自宅に臨場し、Eの保護者に対する事情聴取を行った。

午後9時50分ころ、Eの保護者が、当該校の教頭に電話をし、事案について連絡した。

- (5) Gは、水酸化ナトリウムを吐き出してうがいをした後、口腔内が痛かったものの、保護者には痛みを伝えなかった。Gは、口腔内の痛みにより、夕食を食べることができなかった。
- (6) 午後9時ころ、当該生徒の父母が勤務先から帰宅し、当該生徒は、父母に対し、理科の実験で使った薬品を友達に食べさせた旨説明した。
- (7) 令和7年4月18日朝、当該校の教職員が、登校してきた当該生徒から、本件重大事態に関する状況と動機を聴き取った。
- (8) Gは通常どおり登校してきたため、教職員がGに聴き取りをした。

その後、後述する経緯によりGは病院を受診し、その後通常どおり授業を受けた。

- (9) Eは、令和7年4月18日、学校を休んだ。同日、Eは、改めて医療機関を受診し、口唇の鱗屑と口唇粘膜のアフタ及び疼痛が認められ、これらのため内服及び外用治療を要する全治1週間の口内炎との診断を受けた。

第3節 本件重大事態発生後の学校及び市教委の対応

1 学校の対応

- (1) 令和7年4月18日朝、教頭が校長に対し、Eの保護者から前日夜にきた連絡の内容を伝えた。

その後、校長は、別件で偶然来校していた市教委の担当者及び五泉警察署の警察官に対し、本件重大事態に関し、その時点で把握していた事実を報告した。市教委は、当該校に、被害生徒への精神的ケアも含め、安心して過ごすことができる職員の見守り体制を作るよう指示した。五泉警察署の警察官は、当該校に、連携して対応していくことになる旨述べた。

その後、教職員が、体育館横の男子トイレの個室を確認したところ、水酸化ナトリウム数個が入ったシゲキックスの袋を発見し、回収した。

当該校は、同日は当該生徒を帰宅させることとし、当該生徒の父に連絡して事情を説明し、当該生徒を迎えに来てもらって帰宅させた。

- (2) 令和7年4月18日朝、Gの担任は、Gから聴き取りをした後、Gの保護者に電話連絡し、Gが前日である4月17日午後4時ころ、当該生徒か

ら菓子をもって食べたこと、現在も口の中に激しい痛みを感じていること、医療機関への受診をお願いしたいことを伝えた。Gの保護者は、仕事が終わってから夕方に受診させると述べた。

その後、Gの担任は、Gが口に入れたものが菓子ではなく水酸化ナトリウムであったことを認識したため、当該校として対応を協議した。そのうえで、養護教諭がGの保護者に改めて電話連絡し、食べたものは菓子ではなく水酸化ナトリウムであったこと、夕方の受診ではなく、当該校がGをすぐに医療機関への受診に連れて行きたい旨を伝え、Gの保護者の了承を得た。

Gが、養護教諭とともに医療機関を受診したところ、医師より、苛性ソーダ（固形水酸化ナトリウム）を2025年4月17日午後3時30分ころ誤って口にしたことによる化学熱傷Ⅱ度（左下顎口腔粘膜）、全治約3週間の見込みとの診断を受けた。

養護教諭は、Gの受診後、学校へ戻り、保護者に受診結果を電話で伝えた。Gは、通常どおり授業へ戻った。

(3) 令和7年4月21日、教職員が、G及びGの保護者に対し、この件についての概要を説明したうえで、学校生活への不安や、当該生徒への対応に関する希望はあるか等を確認する面談を行った。G及びGの保護者は、当該生徒への特別な対応は求めないと述べたが、実験最中に危険物である水酸化ナトリウムを持ち出せる環境にあったことについての当該校への不信感を伝えた。

(4) 令和7年4月22日、臨時全校朝会を開き、校長から全校生徒に対し、今回の事件の経緯を説明し、命に係わる行為や他者を傷つける行為をしないこと、今回の事件について不用意にSNSでの発信等をしないことを伝えた。

放課後、学校において、教職員の立会いの下、当該生徒及び保護者が、G及びGの保護者に対し、謝罪をした。Gはうなずいて謝罪を受け入れた。Gの保護者は、警察への被害届は提出させてもらう旨述べた。

(5) 令和7年4月23日夕方、テレビでこの事件が報道された。令和7年4月24日、新聞朝刊で、この事件が報道された。

令和7年4月24日、全校生徒にいじめのアンケートを実施したところ、2年生の生徒のうち数名が、本件重大事態に関する不安な気持ちを訴えたため、そのような回答をした生徒に対し、各担任が教育相談を実施した。

令和7年4月24日、報道を受け、臨時全校朝会を開き、校長から全校生徒に対し、不安や心配なことがある生徒は教職員に相談するよう伝えた。

同日夕方、臨時保護者説明会を開き、事件の経緯説明と今後の学校の指導方針について説明した。複数の保護者から、子どもを安心して学校へ送り出せない旨の発言があった。

(6) 令和7年4月28日、三条保健所が理科室薬品庫の立ち入り検査を行った。その際、薬品管理台帳は既に存在していたが、補助簿がなかったため、保健所より、補助簿の作成をするよう指導された。その後、当該校は、この指導に従い、補助簿を作成して薬品を管理している。なお、三条保健所からは、補助簿の作成以外には、問題点の指摘はなかった。

(7) 当該生徒に対する当該校の対応（令和7年4月25日以降）

ア 令和7年4月25日、前日の保護者説明会での複数の保護者の意見を踏まえ、当該校は、当該生徒が登校するとすぐに当該生徒を別室に連れて行き、「この部屋で待っててね」と伝え、そのまま別室で一日を過ごさせた。

同日夕方、当該校は、当該生徒の保護者に来校してもらい、前日の保護者説明会での他の保護者の発言を含めて説明し、今後の対応について相談した。その結果、当該生徒のために当該校が関係機関との連携を進めること、当該生徒には時間をずらして別室登校してもらったうえで他の生徒と顔を合わせることなく別室で学習を進めること、修学旅行に行くかどうかや週末の家庭での過ごし方を家庭で考えてもらうこととなった。

イ 令和7年4月26日以降、令和7年7月23日（夏季休業前の最後の登校日）まで、当該生徒は、保護者の送迎によって他の生徒よりも遅い時間に別室へ登校し、他の生徒と一切顔を合わせることなく、概ね、毎日4限まで別室にて過ごし、その後下校するという生活を送った。

また、当該生徒は、保護者と相談し、修学旅行には参加しないこととした。

ウ 当該校は、当該生徒に対し別室登校を継続させていた間、当該生徒に対し、毎朝10分間、学年主任の教員と面談して、1日の振り返りをしていたが、それ以外に学校として本件重大事態についての振り返り等の指導をしていなかった。また、当該生徒に対し指摘されていた衝動性への対応に関し、関係機関との連携を進めるとしていたものの、令和7年7月29日時点では何らかの具体的な対応を実施するまでには至っていなかった。

当該校は、当該生徒に対し別室登校を継続させていた間、担当教職員のほか、全職員に、当該生徒に関する情報を共有した旨説明している

ころ、生徒指導日報に、数週間に1回程度、当該生徒に関する記載があった。

当該生徒が別室登校を開始した後、別室登校を終了するまでの間、当該校は、市教委から令和7年4月30日付通知（五教学第165号。以下、「本件市教委通知」という。）において、当該生徒について別室登校等の特別な対応を行う場合に作成をするよう求められた「一日の指導事項について、一定期間を定めた指導プログラム」の作成をしなかった。

エ 別室登校を開始した日から令和7年8月26日に夏季休業が明けの間、当該校は、当該生徒及び当該生徒の保護者に対し、別室登校をいつまで継続するかについて明確な説明をしなかった。当該校は、令和7年7月23日の夏季休業前の最後の登校日までの間、当該生徒に対し、「裁判が終わるまで」等と、たびたびあいまいな説明をした。なお、令和7年7月23日時点において、事件は家庭裁判所に送致すらされておらず、審判の日が決まっているはずもなかった。

当該生徒は、いつまで別室登校が継続するのか、教職員から明確な説明を受けられないまま、それでも毎日別室へ登校した。

オ 夏季休業期間中、当該生徒は、友人と会うこともなく、家庭や図書館で過ごした。

カ 令和7年8月26日、夏季休業後の授業が開始されたが、当該生徒は別室登校が継続された。夏季休業明けに実施された3学年主任と当該生徒の保護者との面談の際、当該生徒の保護者から、いつまで別室登校を継続するのか質問されたため、3学年主任は、席を立ったりグループになったりすることのない教科の授業についてのみ教室で授業を受けさせ、授業が終了したら別室に戻る、という対応を、令和7年9月8日から開始したい旨説明した。当該生徒の保護者は、これを了承した。そこで、当該校は、全校朝会を開催して校長からこの方針を説明し、全校の保護者宛に同内容のお便りを出したうえで、不安があれば相談してもらいたい旨伝えた。

他の生徒や保護者からは特に異論が出なかったことから、当該生徒は、令和7年9月8日以降、少しずつ教室で授業を受けられるようになった。

令和7年12月の冬休み前の時点で、当該生徒は、理科以外の教科はすべて教室で授業を受け、授業後は別室に戻るという生活を送っていた。

2 市教委の対応

- (1) 令和7年4月25日、新潟県教育庁より、県内の市町村立校長宛の「児童生徒による薬品の誤使用防止に向けた指導及び薬品管理の徹底について」

と題する通知(教義第253号の2)が発出された。令和7年4月30日、市教委は、同通知を市内の小中学校へ送付した。

(2) 令和7年4月30日、市教委は、当該校の校長宛に、本件市教委通知を発出した。

その後、市教委は、当該校において本件市教委通知が遵守されているかを定期的に確認した。令和7年5月27日、市教委は、当該校に対し、指導プログラム、計画の作成があるかを確認したが、作成されていないことが確認された。その後、市教委は、遅くとも令和7年7月15日には、当該校において、当該生徒に別室登校の実施が継続されているにもかかわらず、当該生徒に対する指導プログラムが作成されていないこと、必ず作成するよう求められていた当該生徒に対する指導の経過や一日の生活態度及び生徒の変容等の記録を作成していないことを、それぞれ把握した。令和7年7月17日、市教委は、当該校の校長に対し面談し、夏休み中の当該生徒への支援の計画及び教室復帰を含めた指導プログラムの作成を再度指示した。

令和7年7月29日、本委員会の聴き取り調査において、校長は、別室登校の終期に関し、家庭裁判所の措置が終わるまで等と述べたが、その理由についての説明を求めたところ、学校としても、4月24日の保護者会での複数の保護者からの意見を受けどうすべきか悩んでいると述べたものの、終期について明確な考えや理由は示されなかった。

第4節 いじめに関係する当該校及び市教委の組織体制等

- 1 令和5年度から令和7年4月までの間、当該校に「いじめ対策委員会」は存在していたものの、いじめ対策委員会の主要な構成員である校長、教頭、学年主任及び生徒指導主事をはじめとする教職員は、当該校において日々発生する様々な事案への対応及び情報共有に追われ、「いじめ対策委員会」という名称の委員会を開催する時間的余裕はなかった。令和5年度から令和7年4月までの間の、当該校の「いじめ対策委員会」の議事録ないし会議録は存在しない。
- 2 令和5年度から令和7年4月までの間、当該校では、いじめを含む生徒間トラブルや器物損壊等の事案が発生した場合、生徒指導主事以下の教職員が主に生徒対応をし、対応した内容を都度校長及び教頭に報告して方針についての指示を受け、その指示に従って対応していたほか、週1回開催していた生徒指導部会において、生徒間トラブルや器物損壊等の事案に関する1週間の対応を共有していた。

- 3 校長及び教頭は、生徒指導部会ではなく、独自に、発生した事案がいじめに該当するか否か、教育委員会に報告するか否か等を決定していた。
- 4 当該校においては、生徒指導主事が、学校から市教委に提出する「いじめ状況調査」の素案となる文書を作成して教頭に提出し、教頭が当該文書を修正して校長に確認のうえ教育委員会に提出していた。後日、提出された文書が、教頭から生徒指導主事に共有されていた。

第3章 いじめの認定

第1節 いじめの定義等

- 1 いじめ防止対策推進法におけるいじめの定義は、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」をいう（法第2条第1項）。なお、「五泉市いじめの防止等のための基本的な方針」第1章「3(1)」①「いじめの定義」も同義である。

上述のいじめ防止対策推進法及び五泉市いじめの防止のための基本的な方針の定義に従い、この報告書においても、以下の4つの要件にすべて当てはまる行為を、いじめとして認定した。

- ① 行為者・行為の対象者とも児童生徒である（法第2条第3項）
 - ② 行為者と行為の対象となった者が、一定の人的関係にある
 - ③ 行為者が行為の対象者に心理的又は物理的な影響を与える行為を行っている
 - ④ 当該行為の対象となった者が心身の苦痛を感じている
- 2 本調査においていじめにあたる行為として認定した事実
 - (1) 上述の定義及び要件に照らし、本件を整理すると、次のとおりとなる（次の①～④は、上述「1」の項における4つの要件の①～④に相当する）。
 - ① 当該生徒、相手生徒らは、いずれも当該校の生徒である。
 - ② 当該生徒とGは、同じ部活動に所属している先輩後輩の関係にある。当該生徒とEは、小学校が一緒に顔見知りであった。よって、当該生徒とG、当該生徒とEは、それぞれ一定の人的関係にあった。
 - ③ 行為の内容
 - ア Eに対する行為
令和7年4月17日午後4時ころ、生徒玄関を出た屋外（当該校の敷地内である玄関外）において、当該生徒は、Eに、水酸化ナト

リウムの固体1粒を、水酸化ナトリウムであることを秘し、「シゲキックスあげるよ」と述べて、あたかも菓子であるかのように偽って差し出し、これを菓子であると誤信し、Eが、当該生徒から差し出された水酸化ナトリウムの固体1粒を受け取って自ら口に入れた。Eが水酸化ナトリウムを口に入れて数秒後、当該生徒は、「理科の実験で使った薬品だから、食べないほうがいいよ」と述べた。これを聞いたEは、口に入れた水酸化ナトリウムをすぐに吐き出した。

イ Gに対する行為

令和7年4月17日午後4時ころ、当該生徒は、生徒玄関付近において、Gに対し、水酸化ナトリウムの固体1粒を、水酸化ナトリウムであることを秘し、「シゲキックスあげるよ」と述べてあたかも菓子であるかのように偽って差し出し、これを菓子であると誤信したGが、当該生徒から差し出された水酸化ナトリウムの固体1粒を受け取って口に入れた。Gが水酸化ナトリウムを口に入れて数秒後、当該生徒は、「理科の実験で使った薬品だから、食べないほうがいいよ」と述べた。これを聞いたGは、口に入れた水酸化ナトリウムをすぐに吐き出した。

④ 心身の苦痛

ア Eは、水酸化ナトリウムを口に入れた瞬間、唾液がたくさん出てきたうえ、当該生徒から理科の実験で使った薬品だと言われたため、すぐに吐き出した。その直後より口腔内に痛みを感じ、同日夜になっても痛みが継続していた。そのため、救急外来を受診したところ、口腔内火傷の診断を受けた。さらに、令和7年4月18日、改めて医療機関を受診したところ、口唇の鱗屑と口唇粘膜のアфта及び疼痛が認められ、これらのため内服及び外用治療を要する全治1週間の口内炎との診断を受けた。

イ Gは、水酸化ナトリウムを吐き出した後、口腔内に痛みがあり夕食を食べることができないほどの痛みを感じた。翌日、当該校の養護教諭が医療機関に連れていき、苛性ソーダ（固形水酸化ナトリウム）を誤って口にしたことによる化学熱傷Ⅱ度（左下顎口腔粘膜）、全治約3週間の見込みとの診断を受けた。

(2) 以上によれば、当該生徒が相手生徒ら2名に対し、それぞれ水酸化ナトリウムを、菓子であると誤信させて食べさせたことにより、相手生徒2名の口腔内にそれぞれ食事ができないほどの痛みを発生させ、Eには口内炎による全治1週間の傷害、Gには全治3週間の口腔内の化学熱傷Ⅱ度の傷

害を負わせたのであるから、当該生徒の行為は、法第2条第3項における「いじめ」に該当する。

第2節 重大事態該当性（法第28条第1項）について

上述の経過に照らせば、当該生徒の上述の行為は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の」「心身」「に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」（法第28条第1項）に該当する。

第4章 学校及び市教委の対応

第1節 五泉市における市立学校から市教委への報告に関するルール

1 いじめが疑われる事案を認知した際の報告

法第23条第2項は、「学校は、（中略）当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。」としている。ここでいう「いじめを受けていると思われるとき」について、同法同条第3項の「学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、」と比較すると明らかであるが、「いじめを受けていると思われるとき」は、学校がいじめの疑いをもって事実の確認を実施した段階で、学校の設置者にいじめの事実の有無の確認を行った結果を報告することを義務として定めるものである。

よって、五泉市においても、市立学校は、いじめの疑いのある事案を把握した場合には、いじめの事実の有無の確認を行い、その結果を、速やかに、学校設置者である五泉市（実際には、教育行政を担当する市教委）に報告すべき義務がある。

2 毎月1回の「いじめ状況調査」の報告義務

また、五泉市の市立学校は、いずれも、毎月7日までに、市教委に対し、前月1か月間の「いじめ状況調査」として、各学年（男女別）のいじめの認知件数、いじめの態様、いじめ発見のきっかけをまとめた文書を作成し、メールにて報告することが義務付けられていた。この月例報告は、いずれの学校においても履行されている。

第2節 当該校及び市教委の対応について

1 当該校においては、教職員において、いじめが疑われる事案を認知した場合、生徒指導主事以下の教職員が主に生徒対応をし、対応した内容を都度校

長及び教頭に報告して方針についての指示を受け、その指示に従って対応していたほか、週1回開催していた生徒指導部会において、いじめ事案に関する1週間の対応を共有していた。

校長及び教頭は、生徒指導部会ではなく、独自に、発生した事案がいじめに該当するか否か、教育委員会に報告するか否か等を決定していた。

また、当該校においては、生徒指導主事が、学校から市教委に提出する「いじめ状況調査」の素案となる文書を作成して教頭に提出し、教頭が当該文書を修正して校長に確認のうえ教育委員会に提出していた。後日、提出された文書が、教頭から生徒指導主事に共有されていた。

本件重大事態に関して、当該校は、本件重大事態の翌朝、偶然来校した市教委の担当者に、口頭で報告をし、市教委の指示を受けながら対応をした。また、いじめ状況調査等の報告は、適切に行われた。

- 2 その他の対応の詳細は上述したとおりであり、その対応等に関する本委員会による検証は、後述する当該生徒への支援に関する記載及び提言の記載に譲る。

第5章 相手生徒らへのケアについての調査と検証

第1節 本件重大事態についての相手生徒らの受け止め

1 本件重大事態発生直後の相手生徒らの受け止め

相手生徒らは、何の疑いもなく菓子と思い水酸化ナトリウムを口にした。口にした直後から違和感や痛みを感じすぐに吐き出している。相手生徒らは、本件重大事態直後から「いじめられた」という感覚は薄かったようであるが、痛みが継続し食事等の日常生活に支障が出るほどであり、受診を必要とする事態となったことには苦痛を感じた。

2 本件重大事態発生後の相手生徒らの捉え

怪我は、相手生徒ら両名ともに順調に回復し、回復後に身体的に不安や恐怖を感じることはなかった。

本件発生後、相手生徒らは、保護者を含め謝罪の場に参加し、当該生徒から謝罪を受けた。その後、相手生徒らは当該生徒との接触がほぼ無くなった。学年が違うこと、当該生徒が別室での登校となり接触もなくなったことから不安や恐怖を感じることはなかった。ただ、Gは、当該生徒の反省した態度が見られないと感じ不満があった。Eは、済んだことという認識になった。

第2節 実施されたケア

1 医療機関による診断・加療

Eは4月17日、保護者とともに医療機関の緊急外来を受診し、火傷と診断され、医師から、塩化カリウム等の薬剤を食べたときの症状と言われた。4月18日は欠席し医療機関を受診し、口唇の鱗屑と口唇粘膜のアфта及び疼痛が認められ、内服及び外用治療を要する全治1週間の口内炎との診断加療を受けた。

Gは4月18日、当該校養護教諭とともに医療機関を受診し、苛性ソーダ（固形水酸化ナトリウム）を誤って口にしたことによる化学熱傷Ⅱ度（左下顎口腔粘膜）、全治約3週間の見込みとの診断を受け処方を受けた。受診後は学校生活を送った。

2 心理面のケア

Eについては、事態発覚から保護者が能動的に対処し、病院受診や警察への通報、学校への相談が速やかに行われた。保護者からの心理面のケアも同時に受けていたと推察される。Gについては、本件発生日に保護者に打ち明けられなかったが、事態発覚後からは保護者による心理面のケアも受けていたと推察される。

事態発覚後すぐに市教委より、当該校職員は相手生徒らへの精神的ケアを含め、安心して過ごすことができる職員の見守り体制を作るよう指示を受けた。当該校は相手生徒らの保護者連絡や相手生徒らへの聴き取りの中で怪我の状態を確認し不安の聴き取りなどを実施した。当該校は全職員で情報を共有し、校長は全職員で被害生徒の様子を見取り、心のケアに努めるよう指示した。当該校がアンケートや教育相談の中で本件に関する見取りや聴き取りを実施したところ、相手生徒らは、不安はなく怪我也完治したと話した。

第3節 現状と実践を踏まえて今後必要と考えられるケア

相手生徒らに心理面のケアが必要であることは、本件重大事態発生後早い段階から支援する人たちには認識されてきていたと言える。本件について関わる大人がしっかりと事実を把握し、当該生徒を指導する経過は相手生徒らにとっても安心につながる対応であったと考えられる。

法第2条第1項のいじめの定義内では「当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう」としていることから、対象となった児童等が感じた苦痛の確認を丁寧に行う必要があり、また、それを記録していく必要がある。

それぞれの生徒に対する聴き取りや対応の中できめ細やかな配慮が求められ、また時間の経過とともに変化する可能性も踏まえ一度問題がなくなったように見えても継続して寄り添っていく必要がある。

第6章 本件重大事態発生後の当該生徒への支援

第1節 学校による対応についての検証

1 別室登校の開始時点において

- (1) 当該生徒に対して別室登校が実施されたのは、令和7年4月24日に実施された臨時保護者説明会において、複数の保護者から、子どもを学校に通わせることについての不安が述べられたことに端を発する。

当該校は、保護者会の翌日である令和7年4月25日より、当該生徒に対し、別室登校を開始した。

なお、当該校は、当該生徒に対し別室登校を開始するにあたり、当該生徒に対し、別室登校とする期間（終期）及び目的を明示しなかった。

- (2) 期間及び目的を示す必要性について

別室登校は、生徒にとっては、不利益処分である。このような対応をするためには、明確な根拠が必要であるところ、当該校が当該生徒に別室登校をさせた法的根拠は、法第23条第3項において、「学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。」とされ、同条第4項において、「学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。」とされていることに基づくものと考えられる。

すなわち、別室登校は、①当該生徒によるいじめの再発防止という目的で、②当該学校の複数の教職員によって当該生徒に対する指導する方法の1つとして必要であり、かつ、③いじめを受けた生徒等その他の生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置と言える場合に、認められる措置である。

この3つの要件について検討すると、①令和7年4月25日時点においては、いじめの再発防止という目的はあったものと思われる。また、②同日時点において、当該生徒は、既に、相手生徒2名に対し謝罪の意を伝え、たうえで謝罪の手紙を渡していたものの、水酸化ナトリウムを食べさせたという危険性及び重大性に鑑みれば、複数の教職員によって当該生徒により丁寧な指導がなされる必要はあったものと思われる。③また、令和7年

4月24日に学校が実施したいじめのアンケートで、2年生の複数の生徒が本件重大事態に関する不安な気持ちを訴えていたこと、同日開催された保護者説明会において保護者の複数名より、学校に子どもを預けるのが不安である旨の訴えが出ていたことに照らせば、他の生徒が安心して教育を受けられるようにするための措置として認められる措置であったといえる。

2 別室登校を継続する場合に取るべき対応

- (1) 別室登校が認められるための要件は、上述したとおりであるところ、ひとたび別室登校が開始される段階で上記3つの要件を満たしていたとしても、それによって別室登校を継続することまで無期限に許されることにはならない。学校は、別室登校を指示される生徒の権利にも配慮して、都度、別室登校が認められる上記3つの要件が備わっているかを検討し、要件を満たさない状態となることを見込まれるのであれば、別室登校を開始した後すみやかに、どのような状態になったらどのような対応をするのかという具体的な計画を立てることが求められる。計画を立てるにあたっては、他の生徒の心理や当該生徒の心理にも配慮し、教室へ戻るまでの具体的な到達目標等を定め、それを生徒にも共有し、当該生徒が何を改善すべきかを考えつつ内省を深めるよう働きかけ、再発防止という目的に沿った指導をする必要がある。このような目的があるからこそ、別室登校が認められるのである。

このことは、市教委が当該校に対し、令和7年4月30日に本件市教委通知において、当該生徒について別室登校等の特別な対応を行う場合に「一日の指導事項について、一定期間を定めた指導プログラム」の作成を求めた趣旨に合致する。

- (2) 当該校は、前述したとおり、令和7年4月30日に市教委が本件市教委通知書において求めた、当該生徒について別室登校等の特別な対応を行う場合に作成すべき「一日の指導事項について、一定期間を定めた指導プログラム」を、令和7年4月30日以降本日に至るまで、一度も作成しないまま、当該生徒の別室登校を継続させた。令和7年7月17日、市教委は、当該校に対し、再度「一日の指導事項について、一定期間を定めた指導プログラム」を作成するよう指導したが、それでもなお、当該校は作成を求められたプログラムを作成せず、当該生徒の別室登校を継続させた。なお、令和7年7月29日時点において、現校長は、本委員会に対し、別室登校の終期について明確な説明すらできない状態にあった。

当該生徒も、本委員会の調査において、別室登校がいつまで続くかにつき、当該校の教職員から「裁判が終わるまで」と言われたことはあったが、それ以外には教職員からなんら説明がないまま、夏休みに入るまでずっと

別室登校をしていたため不安に感じていた、でも自分のせいなので仕方がないと思い、諦めていた旨述べた。

なお、令和7年7月23日までの間、学校が当該生徒に対して再発防止という目的で行った支援としては、毎日10分間、学年主任と面談して一日の振り返りをしていたほかには、特段の支援プログラム等の実施はしていなかったが、この点についても、別室登校の方法によって指導することが認められるほどの必要性があったのか、不明であると言わざるを得ない。

また、「裁判」が終わると、なぜ別室登校ではなく通常どおり教室へ登校できるようになるのか、根拠も不明である。

- (3) 令和7年9月8日より、当該生徒に対し、教科によっては教室で授業だけを受け、その授業が終わり次第別室へ戻るという対応が行われ、順次その教科を拡大させていったところ、なぜ夏休み明けの9月まで当該校がその対応をしなかったのか、合理的な理由がない。

また、冬季休業前の時点においても、当該校は、理科についてのみ、当該生徒に別室で自習をさせる対応を継続したが、この対応にも合理的理由が見当たらない。実験が危険であるからという理由があるとしても、実験についてのみ参加させないということは可能であるところ、これを超えて、通常の座学の授業についてもなお継続して教室で理科の授業を受けさせず別室で自習をするよう指示することについて、いかなる指導上の必要性があるのかに関し、当該校からの合理的な説明はない。

- (4) 以上に照らせば、当該校が、市教委が指示した指導プログラムを作成せず、終期も定めずに漫然と別室登校を継続させ、その後も教室で授業を受ける科目に制限を設けた対応については、不適切であったと言わざるを得ない。

仮に、当該校が、令和7年4月25日から夏季休業前である令和7年7月23日までの期間のうち、当初の一定期間に限り、上述のような計画を立てたうえで別室登校を実施したとすれば、その対応については適切であったと認める余地は十分にあったものと思われる。

しかしながら、本件のように長期にわたる別室登校が、本件重大事態の内容や他の生徒の心理状態を踏まえて許容されるものとは思われない。

- 3 今後、いじめ防止対策推進法に基づき、生徒に対し別室登校等の特別な対応を行う場合には、その目的や到達点を定めたうえで、別室登校による対応期間を定めた計画を策定し、その計画を別室登校を受ける生徒に示しながら、学校として必要な限度でその特別な対応を行うことが求められる。

第2節 保護者による支援

- 1 保護者は、本件重大事態の前、当該生徒が学校において行った第2章・第1節、同第2節、同第3節1及び2の各行動のうち、当該生徒が行為を否定したものについては、当該生徒が否定している以上、認めるように迫ることはできないとの考えから、家庭での指導はしていなかった。しかし、学校の求めに応じ、送迎をしたり、学校に行ったりするなどの対応は都度していた。
- 2 本件重大事態の翌日である令和7年4月18日以降、保護者は、学校の求めに応じて当該生徒を迎えに行ったり、相手生徒らの保護者に謝罪をしたり、当該生徒に相手生徒らに対する謝罪の手紙を作成するように言い、何度も書き直しをさせたりするなど、当該生徒の指導をしつつ、相手生徒ら及びその保護者らの被害回復のための行動を積極的に行った。

令和7年4月25日から令和7年9月7日まで、当該生徒が別室登校となったことによって他の生徒との関係を一切断絶されていた間、保護者は、当該生徒に対し、家庭において、「一步間違えれば死んでいたんだぞ」、「学校行かしてもらってるだけでもありがたいんだぞ」という話をたびたびした。

当該生徒が小学校2年生から当時まで継続していたスポーツのクラブチームについても、保護者から当該生徒に対し、チームに迷惑をかけられないことを伝え、辞めるように促した。当該生徒は、一度は嫌がったが、保護者は、「それも自分がやったことなんだよ」と述べ、最終的には当該生徒は納得してクラブチームを辞めた。

また、当該生徒が、他の生徒が屋外で体育をしている様子を別室から目にして辛かったと述べた際も、保護者は、「なぜそこにいることになったんだろうね」と言い、別室登校となった原因を振り返らせ、反省を促し続けた。

さらに、保護者は、当該生徒と話し合ったうえで、修学旅行に行くことを辞退した。

加えて、当該生徒の携帯電話についても、保護者は夏前までは電源を切って預かり、当該生徒が使用できないようにしたうえで、当該生徒のきょうだいタブレットで出される宿題についても、きょうだいの学校に事情を話してタブレットを持ち帰ることのないよう、きょうだいの宿題の提出方法に配慮してもらするなどして、当該生徒に対し、一貫した指導を続けた。

夏休み期間中、当該生徒は、友人と会うことは全くなかったが、たまに家族と出かけたり、自宅や図書館で勉強をしたりして過ごした。

- 3 このような保護者の対応により、当該生徒は、自分のしたことの重大性を都度振り返る結果となり、反省を深めていくとともに、自宅でも落ち着いて過ごすことができるようになった。家族が集まって一緒にテレビを見ながら会話をするなど、以前はあまりなかった家族の会話が格段に増えているし、

本件重大事態以前のように当該生徒が家庭内で突発的に何かをするようなことではなく、落ち着いて家族で過ごすことができているとのことである。

第3節 関係機関による支援

プライバシーとの観点から詳述は避けるが、本件重大事態発生後、関係機関等による適切な関わりもあり、当該生徒及び家族もその支援に前向きである。

第4節 支援を受けた後の当該生徒の様子

- 1 当該生徒は、現在、上述した様子であるほか、当該生徒の物事に対する捉え方や考え方についても、保護者や関係機関による関わりや読書量の増加もあってか、自分を客観的かつ冷静にとらえることもできている。また、落ち着いた生活を送ることもできている。
- 2 (1) 当該生徒が現在のように落ち着いた生活を継続して送ることができていることについては、上述したような多数の支援者による関わりや支援の結果であるとともに、当該生徒が真摯に努力を重ねた結果である。すなわち、様々な支援者と当該生徒自身の努力による総合的な効果として、一定の評価をしてよい。
- (2) もっとも、後述するとおり、当該校は、本件重大事態以前における当該生徒によるいじめやその他の逸脱行動を、およそ2年間にわたり複数回把握していたのであり、当該校がその都度、当該生徒に対する適切な指導を行い、保護者やその他の外部機関との連携を早期かつ適切に行っていれば、当該生徒がその時点で現在のように落ち着いた生活を送ることができていた可能性もある。さらに言えば、本件重大事態が発生することもなかった可能性すらある。

したがって、上述した当該生徒や支援者の努力の結果が評価に値するものであるからといって、当該校の令和5年から本件重大事態発生前の対応や、後述する本件重大事態発生後の別室登校の長期化についての問題性が解消されるものではないことについては、くれぐれも留意されたい。

第7章 提言

第1節 教職員のいじめについての正しい理解とその共有

- 1 学校及び市教委において求められること
 - (1) 学校として

文科省が平成26年に発出した「いじめ防止対策推進法 基礎資料と対応のポイント」において、いじめの防止に関する基本的事項として、「いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図っていくことが大切である。」と示されている。

本委員会では、本件重大事態が発生する前に当該生徒が関係するトラブルとして学校が把握したものうち、いくつかの件については、いじめに該当しうるものと捉えた。

しかし、そのほとんどについて、当該校より、市教委へ、いじめ防止対策推進法によって求められているいじめの報告がされておらず、いじめ認知件数にもカウントされていなかった。このことについて、前管理職及び現管理職からの聴き取り調査で認したところ、以下の説明があった。

- 日々発生する様々な事案についての対応で手一杯になり、一つ一つの事案について「これはいじめに該当するのではないか」という視点に基づいた検討が疎かになっていた。「いじめというよりトラブル」と判断した。
- 「一方的ではない」「継続的ではない」「深刻な内容ではない」という理由で、いじめと判断しなかった。

これらの説明から、学校全体としていじめの認知という意識が十分でなかったこと、並びにいじめについての正しい理解が共有されていなかったことが課題として挙げられる。

2つめの説明の「一方的に」「継続的に」「深刻な」という考え方は、平成18年度以前の捉えである。平成18年度の文科省のいじめの定義の改変で、それまで明記されていたこの3点の表現内容が削除されている。つまり、当該校の管理職が、以前のいじめの定義を基に、いじめか否かの判断をしていることになる。

いじめに限らず、ハラスメントの捉えは、社会の変化とともに刻々と変化している。このことをしっかりと意識して、教職員全員によるその時点でのいじめに関する正しい捉え方について理解し、共有することが重要となる。とりわけ、最終判断を行う管理職に求められるものである。

そのためには、いじめについて正しく理解し、教職員全員で共有するための校内研修が必要となるが、当該校の現状から、上述の内容の校内研修が実施されていなかったと捉える。

(2) 市教委として

全国的に、いじめ事案が増加し、重大事態化が進んでいる現状において、市教委には、所管する学校において、教職員全員がいじめについて正しく

理解しているかを把握するとともに、その理解をさらに深める措置を講じる必要がある。

市教委に確認したところ、いじめの防止や早期発見対応に向けた以下の取組を実施したとの回答があった。

－授業づくり、学校づくり研修会(教職員全員参加)として－

- ・ 令和6年度 講演「聴き合う関係性を支える環境づくり」

上越教育大学 赤坂真二 先生

- ・ 令和7年度 講演「S・P票を用いた授業づくり」

上越教育大学 高橋知己 先生

－小中学校生徒指導部会(市内小中学校生徒指導主任へ指導主事が指導)として－

- ・ 令和6年5月 いじめの積極的な認知と組織的な対応、確実な記録の保存
- ・ 令和7年2月 いじめの積極的な認知と初期対応
- ・ 令和7年5月 いじめの認知件数と態様、初期対応と早期発見
- ・ 令和8年2月 いじめの認知件数と態様、いじめの未然防止

本件重大事態発生前、発生後において、市教委がいじめ防止や早期発見対応に向けた取組を行っている。しかし、上記「第1節1(1)学校として」で記載した当該校の状況からすると、これらの取組が、教職員、とりわけ管理職のいじめについての正しい理解や教職員全体での共有という点で不十分であったと捉える。

また、当該校から多くの事案が、「トラブル」として報告され、市教委として把握していたにもかかわらず、その事案が当月のいじめ報告として挙がっていないことに気が付かず、疑問を持たなかった。この現状から、市教委の意識や確認活動についても課題があったと考える。報告を受けたトラブルの内容と各月のいじめ報告とを関連させ、各校のいじめの捉え方の実態把握に努めるとともに、早期発見対応へつなげていくことが必要である。

2 児童生徒及び保護者のいじめについての正しい理解の促進

＝いじめ未然防止に向けた教育の強化

(1) 児童生徒におけるいじめに関する認識の現状

教職員だけではなく、児童生徒及び保護者においても、いじめについての理解が不十分なことが多い。

社会におけるいじめ報道や各校による『いじめ見逃し0運動』等の実施により「いじめは、悪い行為」であり「いじめはやってはいけないこと」については、多くの児童生徒及び保護者が理解している。しかし、現在多

発しているいじめの要因の多くが、「何がいじめなのか」等を認識していないところから始まっていることが、国や教育研究者の調査で明らかになっている。つまり、加害者が「いじめている」という認識がないまま、いじめ行為を行っているのである。これを「シンキング・エラー」と呼ぶ。

「いじめを意図して行っていない行為」「偶発的な行為」「継続性がない行為」「相手を特定せずに行った行為」などであっても、その行為を受けた児童生徒が心身に苦痛を感じている場合は、「いじめ」に該当すること、さらに、その行為を行った場合、責任を負うことになるという認識を持たせる必要がある。現在の学校現場では、いじめ行為を学校が把握した後、児童生徒に「あなたが行ったことはいじめだよ」「あなたが行ったことは犯罪になる可能性があるよ」と伝えていることが多い。つまり、後出しの状況である。本件重大事態においてもまったく同じ状況であった。

(2) 児童生徒へのいじめ未然防止に向けた教育の強化

上記のような状況によるいじめの発生を防ぐには、児童生徒のいじめ防止に向けた“意識”と“知識”と“スキル”の向上が必要である。

学校では、『いじめ見逃し0運動』等の実施により、いじめ防止に向けた意識の向上を目指している。しかし、現在課題となっているのは、「何が(どんな行為)いじめなのか」「なぜ、その行為はよくないのか」「なぜその行為が起こるのか」といった“知識”を学ぶ機会が不足していることである。また、知識を基に実際にいじめ防止に向けて行動するための“スキル”を学ぶ機会も不足している。

本件重大事態のように、行為後に、「あなたがしたことは、いじめだよ」と後出しで伝えるのではなく、いじめが発生する前に、全ての生徒を対象として、いじめについての“知識”といじめ防止に向けて行動するための“スキル”を学ぶ機会を設定することが、いじめ未然防止に向けた教育の強化と捉える。このことについては、令和4年に文部科学省が発行した「生徒指導提要改定版」に「課題未然防止教育」の必要性として示されている。

では、“知識”“スキル”を学ぶ機会として、どういう教育の場を設定すべきなのか。

ア “知識”を学ぶ教育の場

平成28年に文部科学省は、「いじめに正面から向き合う『考え、議論する道徳への転換に向けて』」と題する松野文部科学大臣メッセージを発信している。

このメッセージの中で文科省は、「どのようなことが、いじめになるのか」「なぜ、いじめが起こるのか」「なぜ、いじめをしてはいけない

のか」「なぜ、いじめはいけないと分かっている、止められなかったりするのか」「どうやって、いじめを防ぐこと、解決することができるのか」「いじめにより生じた結果について、どのように責任を負わなくてはならないのか」について、教え込むのではなく、児童生徒が自分のこととして考え、議論して学ぶ、いじめに焦点化した道徳科の授業づくりと実践を強く勧めている。

このような内容の授業を道徳科や学級活動(2)を核にして平時の教育活動として設定することにより、シンキング・エラーを正す、いじめの未然防止につながる“知識”を学ぶ機会とすることを提言する。

イ “スキル”を学ぶ教育の場

“知識”だけでは、行動に移すことは難しい。知識を活かすには、どのような状況の中で、どのような言葉で、表情で、態度で表現したらよいか分かなければ、効果的な動きにつながりにくい。そのためのスキルトレーニングを通した学びも必要となる。

このスキルトレーニングは、総称として「ソーシャル エモーショナル ラーニング(S E L : 社会性と情動の学習)」と呼ばれる。その目標を達成するための具体的な手法として、「ソーシャルスキルトレーニング(S S T)」「構成的グループエンカウンター(S G E)」「ピアサポート(P S)」等々存在する。学校の実態に沿う内容、指導者の存在等、様々な面から検討したうえで、“スキル”の学び場を設定することを提言する。

ウ 小括

各校が、上記「ア」の“知識”と「イ」の“スキル”を学ぶ場を設定した『いじめの防止に向けた学習プログラム』を作成し、実践することが、“知識”と“スキル”の学びだけではなく、いじめ防止に向けた“意識”を高めることにもつながると考える。

第2節 様々な「トラブル」の情報整理を基にした、いじめ発生の予測と指導

本件重大事態発生以前の当該生徒が関係する「トラブル」を、当該校は把握していた。にもかかわらず、その後も「トラブル」が継続して発生している状況であった。中には、いじめに該当すると捉えられる事案もあった。

これらの状況から、当時の当該生徒の心情は穏やかではなかったとみることができる。当該校は、このような状況を把握し、その先でのさらなる重大な事案の発生を予測し、指導に当たる必要があったと考える。そのためには、同じ生徒による複数の問題行動を把握した場合、生徒ごとに把握した事案の記録を作成し、その記録を基に、該当生徒や周囲の生徒の状況に意識を向け、

先を予測し、いじめの発生を防ぎ、重大事態への移行を防ぐための指導に当たることが重要である。

第3節 事実を認めない子どもにどう向き合うか（市教委や多職種との連携について）

1 当該校における問題点

当該校における生徒指導は、いじめやその他の逸脱行為（例えば器物損壊）の行為者と疑われる生徒が、教職員からの聴き取りにおいて、生徒自らが行為者であると認めない場合には、教職員は、他の生徒の証言や状況等に照らしてその生徒が行為者であると強く思われるとしても、自分はやっていないと述べた生徒に対し、その事実を行ったことを前提とした指導を継続することはできないとした。その結果として、単に一般論として「そのようなことはしてはならない」と伝えるにとどまる指導に終始した。

当該校によるこのような対応の結果、生徒にとっては、「認めなければ許される」ないし「逃れられる」という学びにつながってしまい、さらなるいじめや逸脱行為を助長する結果となってしまった可能性がある。仮に、学校による適切な指導がなされていれば、本件重大事態を防ぐことができた可能性すらある。

2 スクールロイヤーへの相談体制強化及び「学校問題サポートチーム」等の制度創設

(1) 学校による調査と事実認定の義務

生徒が事実を認めなかった場合における教職員の取るべき対応に関し、現校長及び教頭は、いずれも、認めない生徒に対して事実を認めるように強く迫ることができないから、学校としてはそれ以上は何もできない旨説明した。

本委員会は、生徒が行為をしたことを否定した場合において、教職員が、どのような場合においても常に、その生徒に対し事実を認めるよう強く迫るべきである、等とするものではない。なぜなら、教職員が事実を認めない生徒に対して事実を認めるよう強く迫る行為は、「何人も、自己に不利益な供述を強要されない。」（日本国憲法第38条第1項）と定められるとおり、生徒に保障された人権の侵害になりうるからである。

もっとも、教職員が「いじめの事実があると思われる」として学校（実際には管理職等）へ通報した場合（法第23条第1項）には、学校は、「速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講」じて（法第23条第2項）、いじめの「事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止す

るため、「いじめを行った児童等に対する指導」をしなければならない(法第23条第3項)ことは、生徒が事実を認めない場合であっても同じである(むしろ、事実を認めない生徒の方が、事実を認めている生徒よりも、より問題性が深く、教育的な指導や支援の必要性が大きい場合も多いことは、上述したとおりである)。すなわち、いじめ防止対策推進法は、学校に、生徒が事実を認めない場合であっても、まず、いじめの事実の有無の確認(事実認定)をすることを義務付けている。

しかしながら、いじめ防止対策推進法が学校に求めているいじめの事実の有無の確認(事実認定)とは、供述の一貫性や迫真性、客観証拠(例えば、防犯カメラの映像、その他物的な証拠類等)との合致点や相違点、合理性の有無や前後の行動等を基に、事実として何があったのかを認定するものである。そして、これは、事実認定のトレーニングを受けた法律の専門家(裁判官、検察官、弁護士等)であれば行うことができるものの、事実認定のトレーニングを受けていない者が行うことは容易でない。まして、生徒が事実を否定している場合等の困難な事案においては尚更のこと、法律の専門家ではない学校が、法律家のアドバイスを受けることなく事実認定を行うことは、極めて困難である。いじめ防止対策推進法は、そのような困難な状況においてもなお、事実認定を、学校「のみ」で行う義務を課すものではない。

(2) 法律専門家への相談のために(スクールロイヤーへの相談体制強化、学校問題サポートチーム等の制度創設について)

そこで、このような困難な場合に学校として行うべきは、まず、学校設置者である五泉市(実際には市教委)に、それまでに判明している事実を詳細に報告したうえで、対応について相談することである。報告及び相談を受けた五泉市(実際には市教委)は、学校が不利益供述の強要をすることなく生徒に対し適切な指導をするための対応について、アドバイスしたり指示したりすることが求められる。

とはいえ、市教委もまた法律の専門家ではないことから、市教委において判断ないし対応が困難な事案が多数あり得る。このような場合には、市教委は、速やかに、新潟県下越教育事務所を通じ、新潟県のスクールロイヤーにアドバイスを求めるべきである。

仮に、五泉市においてスクールロイヤー以外の制度を創設することが可能なのであれば、例えば、あらかじめ「学校問題サポートチーム」(学校や市教委が、いじめ等の対応について、臨床心理士や弁護士、社会福祉士等の専門家に相談できる制度)等を創設し、市教委が学校問題サポートチー

ムの弁護士に、対応について相談したりアドバイスを求めたりすることができるようになることも有用である。

いずれにしても、学校及び市教委は、専門家に助言を求めることを躊躇すべきではない。学校及び市教委が速やかに専門的助言を受けられることにより、学校は、いじめ等の行為をした生徒に対する早期かつ適切な指導方針を立てることが容易になる。

第4節 対応の記録化について

1 当該校における状況

「第4節 1 当該校における状況」の冒頭で「指導日報等の当該校の記録並びに当該校教職員による市教委や本委員会への説明」について述べたが、この記録や説明の中で、単に「〇〇したことを当該生徒に確認したが認めなかった」レベルの、事実検証に活用するには不十分と判断せざるを得ない記録や説明が多かった。

2 記録の明確化に向けて行うべきこと

(1) 学校として行うべきこと

いじめ事案(その他逸脱行為の事案も同様であるが)が発生した際、学校や市教委が生徒や保護者、ひいてはいじめ防止対策委員会(第三者調査委員会も含む)に対し、学校や市教委として、いつ、どのような対応をし、それに対して関係する生徒がどのような反応をしたのかを、適切かつ十分に説明することができるように備えておく必要がある。

記録の明確化とは、何月何日に、誰が(面談者：教職員)、誰(被面談者：生徒)に対して、どのような対応をしたのか、それに対して、被面談者がどのように反応したのかを詳細に記載することである。具体的には、面談者が、被面談者に対してどのような言葉をかけたのか、それに対して被面談者がどのような言葉を返したのか、さらにそれに対して、面談者がどのような言葉をかけたのかといったことを実際の言葉等で記しておくことである。

さらに、記録を作成した者の氏名、記録を作成した日付を記載することのほか、事後的な改ざんを疑われないよう、何人によっても改ざんできない形(例えば、データの場合には作成直後にPDF化し、PDFを作成した日付がプロパティとして残るようにすること、紙文書の場合には印刷した日付が印字される形で印刷してファイルに綴じること、等が考えられる)で保管することが求められる。

(2) 市教委として行うべきこと

いじめ事案の記録は、いじめに該当するか否かの判断や、対象生徒、相

手生徒への支援に向けた状況把握のためにも、非常に重要なものとなる。各校、各教職員独自の記録に頼ることで、問題が大きくなる可能性が高い。市教委として、基本的な記録の取り方についての書式を整えておくことが重要であると考える。

第5節 「いじめ対策委員会」の機能の有効化

1 当該校における状況

当該校においては、令和7年がどのような状態であったのかは判然としないものの、少なくとも、本件重大事態発生前の令和5年度及び令和6年度は、校長と教頭がいじめに該当するかどうかの判断をして対応方針を決定し、生徒指導主事以下はそれに従うという動きであった。すなわち、校長及び教頭が教育委員会に報告していない事柄について、生徒指導主事やその他の教職員が、「これはいじめに該当するのではないか」「教育委員会に報告すべきでないか」等、校長及び教頭の判断や方針と異なる意見を述べることはなかった(そもそも、教育委員会に報告したかどうかという事実を、校長及び教頭から生徒指導主事やその他の教職員には伝えられていなかった)。

当該校の「いじめ防止基本方針」の「1 (3) 学校及び学校の教職員の責務」には、「学校及び学校の教職員は、基本理念にのっとり…(中略)…生徒へのいじめ等があったと思われるときは適切かつ迅速に対処するものとする。」と明記し、「3 いじめの防止等のための組織」として「いじめ対策委員会」の設置を掲げており、いじめへの対応図として以下の流れが図示されている。

- ① 発生した事案への対応は、校長・生徒指導主事・学年生徒指導担当・養護教諭を構成員とする生徒指導部会で審議する。
- ② 審議結果を全職員を対象とする生徒指導情報交換会で審議する。
- ③ ②の審議の結果により、いじめの発生を判断する。
- ④ ③でいじめ判断した事案について、校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・養護教諭・学年生徒指導担当を構成員とするいじめ対策委員会で審議し、方針等を決定する。
- ⑤ ④で決定した内容をスクールカウンセラー・心の教室相談員及び学校運営協議会に伝達する。

当該校の「いじめ防止基本方針」の「いじめ対策のための組織」で示されていた図から、いじめ対応の流れを上記の①～⑤のように読み取ったが、上述した本件重大事態発生前の当該校のいじめ対応の流れとは大きく異なる。つまり、当該校の「いじめ防止基本方針」で示されていた「いじめ対策委員

会」は基本方針に示したようには機能していなかったと捉える。そのことで、令和5年度以降の該当生徒が関係するいじめに該当する事案が、いじめと判断されずに市教委への報告も行われなかったことが、対応が後手に回り、本件重大事態が発生した要因の一つと判断した。

2 「いじめ対策委員会」の機能の有効化に向けて行うべきこと

まずは、学校のいじめ防止基本方針に示してある「組織の構成」「構成員」「いじめ対応の流れ」等について、管理職をはじめ全教職員がきちんと理解し、共有しておくこと、そして、その流れを基本として対応を進めることが重要である。

その中で、「いじめ対策委員会」に所属している教職員が、責任と自覚の下、自分の考えを意見できる環境づくりが重要となる。委員会のリーダーとなる管理職は、各教職員が意見しやすい雰囲気をつくと同時に、自分と異なる意見が出された際は、それをすぐに打ち消すのではなく、真摯に当該意見を受け止め、なぜそのような意見が出たのかを、法律等に照らし合わせ、構成員でどのように判断すべきかを十分に検討したうえで、結論を出すことが重要である。

第6節 いわゆる第三者委員会の位置づけと聴き取り調査における留意事項

1 本件重大事態当時の当該生徒の理科の担当教諭からの聴き取り調査にあたり、当該教諭から本委員会に対し、理科室の実験器具を見せて説明したい旨の強い希望があったという経緯により、当該校の応接室において、委員2名によって、40分程度で実施した。ただし、担当教諭からの聴き取り調査の最中に、現教頭が突然応接室に入室してきて、聴き取り調査の場に立ち会う形となった。そのため、聴き取り調査の公正性担保の観点から、聴き取り調査を中断する事態となった。

2 関係者からの聴き取り調査は、公正性を担保する意味でも、第三者の心理的な圧力のない状態で行う必要があるところ、上司である教頭等の管理職が、教員への聴き取り調査中に、第三者委員会の許可なく入室することは、調査の公正性に疑問を呈される恐れのある由々しき事態であり、あってはならない。

今後、第三者委員会等において調査を実施するにあたっては、可能な限り、管理職等の他者の介入や心理的ないし物理的圧力の生じえない場所が選定されるべきであるし、どうしてもその可能性を排除できない場所が選定されるを得ない場合にあっては、調査中に許可なく入室することがあってはならない。

また、第三者委員会（実際にはその事務局である市教委等）は、調査を受ける者及びその所属に対し、くれぐれもこのようなことがないように、事前に厳に注意をしたうえで、調査を実施するよう留意されたい。

第7節 いじめ事案発生後の多職種連携と連携に向けた学校及び市教委の取組

1 いじめ事案の発生後、対象生徒、相手生徒への支援活動が行われる。その際には、状況に応じて、学校の教職員だけではなく、多様な職種の専門知識・技能を有する人との連携が必要となる。このことについて学校と市教委はきちんと理解し、平時より準備を整えておくことが重要となる。

2 多職種連携に向けて学校として行うべきこと

事案の状況により、学校教職員だけでは、対応が行き届かなくなることが多々あることを踏まえ、平時よりスクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）や臨床心理士、精神科医等との関係づくりに努め、事案発生時に関係生徒や保護者から専門機関等への相談、診療の要望が出た際に、すぐに要望者に紹介できる体制をつくっておくことが重要である。また、要望に応える紹介先が見いだせない場合は、市教委に相談することが重要である。

3 多職種連携に向けて市教委として行うべきこと

いじめ事案での関係生徒、保護者の専門機関への紹介について学校や関係生徒、保護者より相談が届くことを想定し、事前に市教委としての対応事項を定めておき、いつでも即時対応できるよう整えておく必要がある。そのために、新潟県教育委員会の制度（スクールロイヤー制度等）や公的・私的相談対応機関、医療機関等の情報を収集するとともに、関係づくりを進めておくことが重要である。

第8節 いじめ重大事態発生に伴う別室登校等の特別な対応を行う場合に留意すべきこと

1 (1) 学校の対応

当該校は、当該生徒に対し、令和7年4月25日より、令和7年9月7日までの間は完全に他の生徒と顔を合わせる事のない別室登校の措置を取った。令和7年9月8日以降は、当該生徒に対し、教科によっては教室で授業だけを受け、その授業が終わり次第別室へ戻るという対応を行い、順次その教科を拡大させていった。

当該校は、別室登校開始後、市教委が作成を指示した当該生徒への指導プログラムの作成をせず、別室登校の終期も定めないまま、漫然と当該生徒に別室登校を継続させた。当該生徒が他の生徒から隔離された別室登校

を継続した期間は、夏季休業後にも及び、その期間はおよそ4か月半にもわたるものであった。その後も、当該校は、当該生徒に対し、教室で授業を受けられる科目に制限を設け続けた。しかし、当該生徒への指導プログラムの作成も、いつまでその措置を継続するのか及びその必要性についての検討ないし検証も、いずれも実施しなかった。

当該校が行ったこのような別室登校の措置に問題があることは、既に本報告書第6章第1節において述べたところであるが、生徒の権利保障として重要な事項であることから、改めて本章においても述べておく。

(2) 市教委の対応

また、当該校が、市教委が指示した指導プログラムの作成等を行わなかったことを市教委において把握したにもかかわらず、市教委としてこの点について再度指導したり作成を求めたりすることなく、うやむやのまま終わったこともまた、問題である。

2 別室登校等の特別な対応の可否を都度検証する必要があること

(1) いじめ重大事態発生に伴う別室登校等の特別な対応は、無制限に行うことができるものではない。

別室登校は、生徒にとっては、不利益処分である。このような対応をするためには、明確な根拠が必要であるところ、法第23条第3項は、「学校は、前項の規定による事実の確認によりいじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせ、及びその再発を防止するため、当該学校の複数の教職員によって、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者の協力を得つつ、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を継続的に行うものとする。」とし、同条第4項は、「学校は、前項の場合において必要があると認めるときは、いじめを行った児童等についていじめを受けた児童等が使用する教室以外の場所において学習を行わせる等いじめを受けた児童等その他の児童等が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずるものとする。」とする。

すなわち、別室登校は、①当該生徒によるいじめの再発防止という目的で、②当該学校の複数の教職員によって当該生徒に対する指導する方法の1つとして必要であり、かつ、③いじめを受けた生徒等その他の生徒が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置と言える場合に、初めて認められる措置である。

この①ないし③の要件をすべて満たす場合であれば、別室登校が

認められるものの、このうち1つでも満たさない状態であれば、別室登校という措置をとることはできない。

- (3) さらに、別室登校が開始される段階で上記3つの要件を満たしていたとしても、それによって別室登校を継続することが無期限に許されることにはならない。学校は、別室登校を指示される生徒の権利にも配慮して、都度、別室登校が認められる上記3つの要件が備わっているかを検討し、いずれかの段階においては要件を満たさない状態となりうることを念頭に置いた対応をする必要がある。具体的には、学校は、別室登校を開始した後すみやかに、「どのような状態になったら、どのような対応をするのか」という具体的な計画を立てておくことが求められる。

計画を立てるにあたっては、相手生徒や当該生徒の心情への配慮が必要であることは言うまでもないが、その他の生徒の心情等の教室全体への影響にも配慮しつつ、当該生徒が教室へ戻るまでの到達目標等を具体的に定める必要がある。到達目標を定めるにあたっては、当該生徒にもその内容を共有し、当該生徒が何を改善すべきかを考えつつ、内省を深めるよう働きかけるプロセスも重要である。そのプロセスを含め、当該生徒に、再発防止という目的に沿った指導をする必要がある。

また、計画を一度定めたとしても、当該生徒の内省の度合いや、相手生徒の心情等を含めた様々な事情を考慮し、計画を適宜修正する必要がある場合もありうる。その場合においても、学校は、上述した①ないし③の要件を満たすかどうかについては、常に検討し検証を重ねなければならない。

いずれにしても、このような目的に基づく指導が予定されるからこそ、別室登校が、教育上必要な措置として認められるのであって、本委員会では、何の計画も定めないまま別室登校を漫然と続けることは、許されないと捉えた。

3 再発防止に向けて

- (1) 本件重大事態の内容や他の生徒の心身の状態は、重大事態であって、決して軽くはない。ただし、それを踏まえても、教育委員会においても、学校においても、本件のような長期にわたる別室登校は、許容されるものではないという認識を持つべきであると提言する。
- (2) 今後、いじめ防止対策推進法に基づく別室登校等の特別な対応を行う場合には、その目的や到達点を定め、別室登校による対応期間を定めた計画を策定し、その計画を別室登校を受ける生徒に示しながら、学校として都度その目的や必要性を検討ないし検証しつつ、必要な限度で、その特別な対応を行うことが求められる。

以上